

2020/8/22

● 2020 年最低賃金(時給)改定額取りまとめ

厚労省 8 月 21 日発表

全国平均 902 円 7 都道府県で据え置き 40 県で 1~3 円の引上げ

・ 2020 年 10 月から実施される 47 都道府県の最低賃金(時給額)が出揃いました。  
厚生労働省は 8 月 21 日、都道府県ごとの審議会が決めた最低賃金改定額を取りまとめ発表  
した。

・ 新型コロナウイルスの影響を踏まえ 7 月の国の審議会では「現行水準維持が適当」とし  
て引上げ目安を示さなかったが各都道府県の審議会に対しては地域間格差を縮小する機運  
の高まりを受けて地域の経済・雇用の実態を見極めて審議するよう求めている。

・ 各地の審議会ではこれらの意見を踏まえて具体的な引上げ額を検討し、審議会では 1~3  
円の引上げを答申した。

・ 40 県が 1~3 円引き上げた結果、全国加重平均では 902 円となり、04 年度以来 16 年ぶり  
の低水準の 1 円の引き上げに止まった。

・ 新型コロナウイルスの影響による未曾有の減収・企業窮地に見舞われ、これ以上長引くと事業の  
継続が危しくなる経営者側の苦境が鮮明となった。過去最大の全国平均 27 円増が実現した  
昨年とは対照的な結果となり、更に雇用の維持・転職・副業など厳しい雇用環境に立たさ  
れた労働側にも大きな試練のときを迎えている。 (8/22)

2020/8/8

● 2020 年の最低賃金引上げ額は 1 円~3 円の小幅引上げで決着

□東京は据え置き 神奈川 1 円・埼玉 2 円・熊本 3 円で落着か

・令和 2 年 8 月 5 日東京労働局は東京地方最低賃金審議会からの意見の提出を受け一般公示第 245 号を公示した。 > [公示](#)

・東京の地方最低賃金審議会は 8 月 5 日引き上げなしの現状維持を東京労働局長に答申した。

・これを受けての公示で最低賃金の改正決定についての意見に意義があれば令和 2 年 8 月 20 日までに異議申出書の提出を求めている。

・据え置きを求める使用者側、毎年の賃上げの流れを止めたくない労働者側の意見の対立は激しく一部の委員退席という異例の決着となった。

・東京の最低賃金額据え置きは 03 年以来 17 年ぶりとなる。コロナ感染禍による企業業績が厳しい中、事業の継続性、雇用の維持を重視した結果となった。

・8 月 7 日までに 41 都府県で決定したが地域の賃金と隣接する都県との賃金格差を埋めたい労働側、据え置きを求める経営側と平行線をたどり山梨県など 8 月の第 3 週まで結論を持ち越しているところもある。

・人財である若者の東京流失をつなぎ止め経済への活力喪失を抑えたい地方では、豪雨被害の熊本が 3 円引き上げて最下位グループを脱失したことで未決着の他県の議論に影響を与える可能性もある。引き上げ額の全国平均額もここ数年 20 円超となっていたが現在の 901 円が数円の引上げにとどまる模様。

(特定社会保険労務士 小山労務管理事務所)



地域別最低賃金 令和 2 年も東京は 1,013 円

## 2020年最低賃金・小委員会の結論 「目安示さず」

～ 現行水準を維持 ～

・6月～7月の議論に注目が集まっていた中央最低賃金審議会（小委員会）の2020年度の最低賃金引上げ額の議論に7月22日結論が出ました。

・コロナ感染症拡大動向の中、労使の激しい攻防が続いていた審議会の議論は今年度の最低賃金の引上げに「目安示さず」の結論を出した。目安が示されないのはリーマンショック以来11年ぶり。雇用の維持が最優先された形となった

・昨年までの4年間は政策（政権）の目指す指標に基づいて毎年3%ずつ引上げられてきたが、今年度はコロナ禍が経済を直撃。前年同月に比べ生産・売上減が大きい。解雇、雇い止めが増加し経済活動は停滞している。こうした経済危機のなかで、使用者側委員は引き上げの凍結を主張、これに対し労働側（連合）は賃上げ継続を主張し、最後は最低額の県で1円以上、上積みをとる額獲得を目指し協議は難航していた。



(リユンホリス・ギガテア は蘭の一種・・・薄く、長く、密集した花序のため キツネノル蘭 とも呼ばれている)

・例年4回の議論で結論が出ていたが今年は5回目の議論で、感染症の動向が不透明な中で雇用の維持を最優先とした。今後は都道府県審議会でも引き上げ額が協議され9月末頃までには地域別最低賃金が決まることになるが、小委は地域の雇用情勢などを考慮し自主的

な対応を求めた。

・現在、最低賃金の最高額は1,013円の東京、最低額は青森などの15県790円となっており、その差223円の開きがある。コロナ禍による解雇・雇止めは35,000人を超える見込みと言われ失業・アルバイト先を失い仕事、学業など生活に大きく影響している賃金である。

・これにより長年の課題であった「地域間格差」解消は先送りとなる。業種業態にもよるが三密解消・テレワークなどの利用普及による在宅勤務、会議等のオンライン化と合わせて場所にとられない新たな働き方が定着しつつある。事業所・事務所オフィスの縮小なども進んでいる。

・厚労相が6月の会見で、地方では賃金が低いため若者たちが東京一極に集中することに危機感を示していたが、賃金格差の放置は地方の活力を失い地域経済を疲弊させる結果となる。

・それぞれの地域における労働条件の底上げに資する更なる議論を期待したい。

(特定社会保険労務士 小山労務管理事務所)

## アクセス



×10 有楽町線・副都心線 成増駅1分 出口4番すぐ目の前 (1階ミスト)

東武東上線 成増駅南口3分 川越街道 三井住友銀行向かい正面

特定社会保険労務士事務所 小山労務管理事務所

〒175-0094 東京都板橋区成増 1-28-15 林屋ビル 10F 03-3939-5222

長年の体験事例 真摯な対応 任せて安心